

ID: 150

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	超過使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例施行規則 第8条第2項(第28条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成13年規則第117号		
【根拠条文】 (超過使用) 第8条 条例別表第1「1 基本の利用料金の上限額」の表備考5にあるあらかじめ許可を得た時間を超えて施設を使用するときは、施設等の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請書を事前に条例第12条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。 2 指定管理者は、前項に規定する申請に理由があると認めたときは、これを許可する。 3 指定管理者は、前項に規定する許可をした場合は、条例別表第1「1 基本の利用料金の上限額」の表備考5に基づいて利用料金を収受する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日